

群馬県医療DX推進に向けた医療機関等におけるマイナンバーカード利活用推進事業補助金交付要綱

(通則)

第1条 医療DX推進に向けた医療機関等におけるマイナンバーカード利活用推進事業補助金（以下「補助金」という。）については、予算の範囲内において交付するものとし、群馬県補助金等に関する規則（昭和31年群馬県規則第68号。以下「規則」という。）の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。

(目的)

第2条 この補助金は、県内に開設する健康保険法（大正11年法律第70号）第63条第3項第1号に掲げる病院若しくは診療所又は薬局（以下「保険医療機関等」という。）に対し、マイナンバーカードを公費負担医療や地方単独医療費助成の受給者証として利用可能とするために実施するPMH（Public Medical Hub）接続に必要なシステム改修等に係る費用の一部を補助することで、公費負担医療及び地方単独医療費助成のオンライン資格確認の導入に向けた取組を推進し、県民及び保険医療機関等の利便性向上を図ることを目的とする。

(交付対象事業)

第3条 交付対象事業は、社会保険診療報酬支払基金（以下「基金」という。）が定めた「保険医療機関等向け地域診療情報連携推進費補助金実施要領（医療機関等におけるマイナンバーカード利活用推進事業）」（以下「要領」という。）の第3「補助対象事業」の1及び2に規定する事業のうち、医療保険においてオンライン資格確認を実施可能な体制を整えている保険医療機関等において、公費負担医療や地方単独医療費助成のオンライン資格確認を実施できるためのレセプトコンピューター（以下「レセコン」という。）の改修に係る事業とする。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付を受けることができる者は、県内に開設している保険医療機関等のうち、次に掲げる要件の全てに該当するものとする。

- (1) 医療保険においてオンライン資格確認を実施可能な体制を整えている保険医療機関等において、公費負担医療や地方単独医療費助成のオンライン資格確認を実施できるためのレセコンの改修を完了していること。
- (2) 要領の第3「補助対象事業」の1又は2に規定する事業を実施し、基金から要領の第8「交付等の決定及び通知」に規定する「決定通知書」を受領していること。

(交付額の算定方法)

第5条 交付額の算定方法は、以下のとおりとする。

- (1) 保険医療機関のうち医療法第1条の5第1項に規定する病院における第3条の事業に係る補助率及び補助限度額は、別表1のとおりとする。
- (2) 保険医療機関のうち医療法第1条の5第2項に規定する診療所における第3条の事業に係る

補助率及び補助限度額は、別表2のとおりとする。

- (3) 健康保険法第63条第3項第1号に掲げる保険薬局のうち、大型チェーン薬局（グループで処方箋の受付が月4万回以上の薬局をいう。以下同じ。）における第3条の事業に係る補助率及び補助限度額は、別表3のとおりとする。
- (4) 健康保険法第63条第3項第1号に掲げる保険薬局のうち、大型チェーン薬局以外の薬局における第3条の事業に係る補助率及び補助限度額は、別表4のとおりとする。
- (5) 大型チェーン薬局の処方箋受付回数に係る取扱は要領の第5によるものとする。

2 第3条の事業に係る補助金額は、次の順で算定するものとする。

- (1) 第3条の事業に係る総事業費に、別表1から別表4の「補助率」欄に定める率を乗じた額を算定する。
- (2) (1)の額と、別表1から別表4の「補助限度額」欄を比較して少ない額を交付額とする。(1,000円未満切り捨て)

(交付の条件)

第6条 この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

- (1) 補助事業の内容の変更（軽微な変更は除く。）をする場合には、速やかに知事の承認を受けなければならない。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、速やかに知事の承認を受けなければならない。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難になった場合は、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
- (4) 補助事業の遂行及び支出状況について知事の要求があったときは、速やかにその状況を報告しなければならない。
- (5) 補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が30万円以上の機械及び器具及びその他の財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けずにこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取壊し、又は廃棄してはならない。
- (6) 知事の承認を受けて(5)に定めた財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。
- (7) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
- (8) 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を補助事業完了の日（補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。ただし、補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が30万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は適正化法施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

(9) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）は、第2号様式により速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度5月31日までに知事に報告しなければならない。なお、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を県に返還しなければならない。

(10) (1) から (9) までの条件に違反した場合には、補助金の全部又は一部を県に返納させることがある。

2 補助金の交付決定を受けた者は、公費負担医療や地方単独医療費助成のオンライン資格確認を実施できる環境を整備し、実際にオンライン資格確認を継続して実施すること。

3 県が別に指定する医療DX推進に向けた医療機関等におけるマイナンバーカード利活用推進に係る取組（ポスター掲示、アンケート調査等）に協力しなければならない。

（申請手続）

第7条 この補助金の交付の申請は、規則第4条第1項の規定に基づき、別に定める期日までに、別表5で定める事項（以下、「申請書」という。）を別途群馬県が定める方法により提出するものとする。

2 申請は施設単位かつ基金の交付決定単位で行うものとする。

（暴力団排除に関する誓約）

第8条 補助金の交付を受けようとする者は、自己又は自己の団体の役員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者には該当しない旨の誓約をしなければならない。なお、前条の申請書に記載された誓約事項について、チェックマーク（「レ」という。）を記入することで誓約したものとみなす。

（交付決定及び額の確定）

第9条 前条の規定による申請があった場合において、知事は規則第4条第1項の規定に基づき、その内容を審査し、補助金を交付することが適当と認めるときは、第1号様式により補助金の交付を受けようとする者に通知する。

（補助金の返還）

第10条 補助金の交付を受けた者が、偽りその他不正行為によって交付を受けたことが判明した場合は、補助金の全部又は一部を県に返納させることがある。

（その他）

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、知事が別に定める。

附 則 1 この要綱は、令和7年6月11日から施行する。

別表1（第3条の事業）

対象	補助率	補助限度額
病院	1 / 4	補助限度額は、14.1万円まで (事業費56.6万円に左欄の補助率を乗じた額)

別表2（第3条の事業）

対象	補助率	補助限度額
診療所	1 / 8	補助限度額は、0.9万円まで (事業費7.3万円に左欄の補助率を乗じた額)

別表3（第3条の事業）

対象	補助率	補助限度額
大型チェーン薬局	1 / 4	補助限度額は、1.8万円まで (事業費7.3万円に左欄の補助率を乗じた額)

別表4（第3条の事業）

対象	補助率	補助限度額
薬局（大型チェーン薬局以外の薬局）	1 / 8	補助限度額は、0.9万円まで (事業費7.3万円に左欄の補助率を乗じた額)

別表5（申請手続き）

No	申請書項目	備考
1	申請日	
2	申請者情報	個人・法人から選択 個人の場合は、氏名・郵便番号・住所・電話番号・メールアドレス 法人の場合は、法人名・代表者名・郵便番号・所在地・電話番号・担当者名・メールアドレス
3	補助対象施設	対象施設区分（病院・診療所・大型チェーン薬局・薬局）から選択 施設名称（フリガナ）・郵便番号・住所・保険医療機関コード
3-(1)	【確認事項】申請者が受けられる補助率及び補助上限額	3の対象施設区分を選択すると参考表示
4	補助交付要件の確認	基金からの交付決定通知日 誓約事項への同意（要綱第6条による交付の条件及び第8条による暴力団排除に関する誓約）

5	補助申請額の計算	総事業費・補助率・補助金申請額（千円未満切り捨て） 税込み金額
6	振込口座情報	銀行口座に振込・郵便局の通帳に振込から選択 銀行口座の場合、金融機関名・支店名・預金口座種別・口座番号・ 口座名義人カナ 郵便局の場合、通帳記号・通帳番号・口座名義人カナ
6-(1)	委任状	振込口座名義と代表者名義が異なる場合添付
7	添付書類	画像又はpdf、xlsxデータ等 基金発行の交付決定通知の写し・基金申請時に提出した領収書及び 領収書内訳書の写し・振込口座通帳の写し（口座番号、口座名義等 が確認できるもの）
8	連絡事項	事務局への連絡事項

第1号様式

第 号
令和 年 月 日

申請者あて

群馬県知事 山本 一太

群馬県医療DX推進に向けた医療機関等におけるマイナンバーカード利活用推進事業補助金交付
決定通知書（兼）額の確定通知書

このことについて、群馬県医療DX推進に向けた医療機関等におけるマイナンバーカード利活用推進
事業補助金交付要綱第9条により、下記のとおり交付を決定し、補助金の額を確定します。

記

- 1 補助金の交付決定・確定額 金 円
- 2 交付条件 群馬県医療DX推進に向けた医療機関等におけるマイナンバーカード利活用推進事業
補助金交付要綱第6条の定めを条件として交付する。

【事務担当】

〇〇課〇〇係

〇〇 〇〇 〇〇

直通 027-898-〇〇〇〇

第2号様式

令和 年 月 日

群馬県知事 へ

所在地：
施設名称：
代表者名：
電話番号：
担当者名：

令和 年度消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

令和 年 月 日付け 第 一 号をもって交付決定を受けた医療DX推進に向けた医療機関等におけるマイナンバーカード利活用推進事業にかかる消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について、下記のとおり報告する。

記

- 1 群馬県補助金等に関する規則（昭和31年群馬県規則第68号）第7条の規定による確定額又は事業実績報告による精算額
金 円
- 2 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（要補助金等返還相当額）
金 円
- 3 添付書類
記載内容を確認するための書類（積算内訳、確定申告書の写し、課税売上割合等が把握できる資料、特定収入の割合を確認できる資料等）を添付する。